

[事案 27-176] 転換契約無効請求

・平成 28 年 6 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な対応および不十分な説明があったことを理由に、転換前契約の復旧等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 6 月に契約した個人年金保険を、平成 14 年 2 月に積立保険に転換し、さらに平成 23 年 4 月に積立保険に転換したが、1 回目の転換の際に、以下のとおり募集人が不適切な対応を行ったことを理由に、2 回の転換を無効とし当初の個人年金保険に復旧するとともに、既払込保険料を返還してほしい。

(1) 募集人に対し、平成 12 年に入院・手術を受けた旨を伝えていたが、誤った告知をさせてままで転換を勧めた。

(2) 募集人が転換後契約の第 1 回保険料相当額を立て替えた。

(3) 募集人から積立型の保険だと説明されて転換したが、実際は掛け捨て型の保険であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 募集人は申立人が入院・手術を受けていたことを知らなかった。

(2) 募集人は保険料の立て替えをしていない。

(3) 転換時の手続きおよび募集人からの説明は適切に行われており、申立人は転換後契約の内容を理解して転換したものと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人による不適切な対応があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、1 回目、2 回目の転換のどちらも無効であると認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。